

募集

信濃町第5次長期振興計画後期基本計画を策定するため 長期振興計画審議会委員を募集します

☎ 総務課 庶務係 ☎ (255)5920

「信濃町第5次長期振興計画」の後期基本計画策定にあたり、住民のみなさんの視点で審議いただく審議会の委員を募集します。

町では、平成22年度から31年度までの「信濃町第5次長期振興計画」に基づき各種施策を推進してまいります。前期5年を計画期間とする前期基本計画が今年度をもって終了することから、新たに後期5年間のまちづくりの指針となる信濃町第5次長期振興計画後期基本計画を策定します。

皆さんの視点で計画策定を審議していただく信濃町長期振興計画審議会の委員を募集します。年4回程度の会議に参加可能な方で、明るく、活力あるまちづくりを進めていくため、総合計画策定に関心のある方のご応募をお待ちしています。詳細につきましては、総務課まちづくり企画係までご連絡をお願いします。

- ①応募資格 20歳以上の人で、町の他の審議会などの委員になっていない方
②募集委員数 4名程度
③任期 平成26年度中(計画策定までの間)
④募集期間 6月1日回～6月10日回(郵送の場合は当日消印有効です)
⑤応募方法 役場窓口(まちづくり企画係)または町ホームページ...
⑥選考方法 書類選考とさせていただきます。

共済

交通事故の「もしも」に備えて... 交通事故共済の申込みを受付中

☎ 総務課 庶務係 ☎ (255)3143

交通事故共済は、交通事故に遭われた方を救済するために、みなさんと町が一緒になって助け合うことを目的とした共済です。

- 加入条件 町内に住民登録されている方/在学中で、町内に居住する人の被扶養者
■共済掛金 一人400円(中学生までは公費負担)
■見舞金 自動車・バイク・トラクター・自転車・電動カート等で事故に遭われた場合、見舞金が支払われます。(基礎額20,000円)

- 円に入院1日2,000円・通院1日1,000円を加算。ただし事故内容により金額が変動します)
■申込み 庶務係まで(加入促進のため、6月上旬に地区ののうさい部長が申込書を持って訪問します)
■注意 事故後、見舞金の請求をしていない方は、事故日から2年以内に請求を行ってください。

予告

20%プレミアム付き しなのまち地域振興商品券7月に発売

☎ 産業観光課 商工観光係 ☎ (255)3114

町民世帯の負担軽減や町内の消費喚起を目的に、20%プレミアム付き地域振興商品券を7月中旬に販売します。

平成26年4月からの消費税率の引き上げで増えた町民世帯の負担を減らし、町内の消費喚起を目的に20%プレミアム付き地域振興商品券を販売します。購入方法等の詳しい情報は、広報7月号でお知らせします。

- 発売時期 7月中旬
■購入・使用資格 信濃町に居住している町民の世帯等を予定
■商品券利用可能店 信濃町商工会加盟店

軽自

軽自動車税の減免条件に該当していませんか? 軽自動車税の減免申請は6月23日まで

☎ 総務課 税務係 ☎ (255)5921

身体障害者手帳等をお持ちの方で、表の等級と減免の要件に該当する方は、軽自動車税の減免の対象になります。

- 減免の要件 ①障がい者本人が運転する場合か、障がい者と生計を一にする方が、障がい者の方のために運転する場合
②障がい者本人が所有、または、障がい者の方が18歳未満か、知的・精神障がいを持つ障がい者の方と、生計を一にする方が所有する場合
③減免できる台数は普通自動車、軽自動車を含めて、対象者1人に対して1台

- 申請に必要なもの 障害者手帳等/運転者の運転免許証/車検証/印鑑(認印)/納税通知書
■減免の申請期限 6月23日(日)までに申請してください。(軽自動車税納期限の7日前)
■減免の継続 平成25年度以降に継続申請された方は、障がいの等級、軽自動車の買換え、普通自動車への減免申請等の変更がない限り、新たに申請する必要はありません。

減免対象となる障がい等級

Table with 3 columns: 障がい項目, 本人, 本人以外. Rows include 視覚, 聴覚, 平衡, 音声, 上肢, 下肢, 体幹, 脳原性(上肢, 移動), 心臓/じん臓/呼吸器/膀胱/直腸/小腸, 免疫/肝臓, 知的障がい者, 精神障がい者.

※喉頭摘出による音声機能障がいがある場合に限る

検査

正しい重さを量りましょう 「はかり」の定期検査をお忘れ無く

☎ 産業観光課 商工観光係 ☎ (255)3114 ☎ 長野県計量検定所検定・検査課 ☎ 0263(47)4006

定期検査の対象となる「はかり」をお使いの方は、必ず2年に1回の検査を受けてください。

- 商品の売買に使用したり、各種の証明行為に使用する「はかり」をご使用の方は、2年に1回の定期検査を受けることが計量法により義務付けられています。
■日程 6月18日(日)

- 時間 9時～12時/13時～15時30分
■場所 総合体育館
■検査料 電気式1400円/電気式以外2500円/分銅・おもり10円

手当

6月以降、児童手当を受けるには現況届が必要です 児童手当現況届の提出をお願いします

☎ 住民福祉課 福祉係 ☎ (255)1179

中学校卒業までの児童を養育している方に児童手当を支給しています。現在、受給されている方は「現況届」を提出してください。

「児童手当現況届」は6月1日現在の家族の状況などを把握し、児童手当を引き続き受給する資格があるかを確認するための重要なものです。6月上旬に関係書類を送付しますので、ご記入の上、福祉係に提出をお願いします。

- 提出期限 7月31日(日)
提出がない場合には、6月以降の手当が受給できなくなることがありますので、必ず手続きをしてください。詳細については、お問合わせください。